

第9回 美郷町農業委員会議事録

開催年月日 平成30年9月28日

出席者	1. 菊池勇夫	2. 中野誠五	3. 甲斐奉文	4. 中田辰美
	5. 森田正春	6. 林田寿利	7. 柳田隆喜	8. 田野敏広
	9. 山口時義	10. 藤本政嗣	11. 黒木民徳	12. 藤田博文
	13. 菊田正光	14. 竹田親吏		

議事録署名人 6番 林田 寿利 委員 7番 柳田 隆喜 委員

開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会

発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>ただ今から、平成30年第9回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は全員出席で、ただ今の出席委員は14名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>会長、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p><挨拶></p> <p>それでは日程表に従いまして、平成30年第9回総会を進行していきます。</p> <p>日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。6番林田寿利委員、7番柳田隆喜委員、よろしくお願ひします。</p> <p>続いて日程第2、会期の日程は本日1日といたしますがよろしいですか。</p> <p><異議なし></p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。</p> <p>それでは日程第3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局長	<p>2ページをお開きください。議案第25号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった</p>

ので、承認を求める。平成 30 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。3 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 90 番から 95 番までの 6 件となっております。詳細は担当よりご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 90 番になります。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 73 歳の方。譲渡人が、門川町の 58 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字向宇納間、畑 1 筆、234 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜となっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、自作地・借入地あわせて 14,678 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。譲受人は 73 歳と高齢ではありますが、まだまだ元気であり農業意欲のある方です。譲渡人はもともとと同じ組合であり、5 ～ 6 年前までは両親がいて耕作していたんですが、高齢のため町外に転出したため今回の申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 90 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 90 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 91 番から 95 番ですが、譲受人が同一のため一括で説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号 91 番から 95 番まで、譲受人が同一のため一括して説明いたします。

申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の完熟きんかん組合です。

受付番号 91 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 81 歳の方です。申請地は、西郷田代字笛ノ澤、畑 1 筆、1,481 m²です。

受付番号 92 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 54 歳の方です。申請地は、西郷田代字芭蕉ヶ谷、畑 2 筆、4,125 m²です。

受付番号 93 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 64 歳の方です。申請地は、西郷田代字芭蕉ヶ谷、畑 1 筆、1,991 m²です。

受付番号 94 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 45 歳の方です。申請地は、西郷田代字梶原中尾、畑 2 筆、2,850 m²です。

受付番号 95 番。譲渡人が、美郷町西郷田代の 59 歳の方です。申請地は、西郷田代字梶原中尾、畑 1 筆、2,197 m²です。

申請理由は、賃借権の設定。利用計画は完熟きんかんとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりであります。譲受人の経営ですが、借入地のみの 8,372 m²。家畜はありません。組合員総数は 14 名となっております。7 ページが地籍集成図となります。本案件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

林田委員

6 番、林田です。今回の申請はすべて継続になります。部会についても個人についても何も問題ありません。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 91 番から 95 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

中田委員

いいですか。

議長

どうぞ。

中田委員

4 番、中田です。5 件すべて継続案件ですか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

はい、そうです。今までは基盤強化法で契約していたんですが、期間満了に合わせて、随時農地法第 3 条での賃貸借に切り替えているところです。

中田委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 91 番から 95 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 26 号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

8 ページをお開きください。議案第 26 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条の規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。平成 30 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。9 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号は 96 番の 1 件となっております。詳細については担当は説明いたします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 96 番になります。受付月日が、平成 30 年 9 月 14 日。申請人が、美郷町北郷宇納間の 59 歳の方です。申請地は、北郷黒木字猫ノ越、田 1 筆、現況地目は山林、1,684 m²になります。所有者は申請人と同一であります。調査月日は、平成 30 年 9 月 14 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。本来ならば先月申請の予定でしたが、現地確認が困難であったため、本人の了承を得てこの 1 件のみ今月の申請となりました。11 ページが地籍集成図、12 ページが現況写真であります。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。事務局の説明のとおりであります。道が無く川を渡ってじゃないと現地確認が出来なかったために、今月の申請になりました。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 96 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 96 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長	<p>13 ページをお開きください。議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。平成 30 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。14 ページが対象農用地の位置図になります。受付番号 97 番と 98 番の 2 件になります。詳細は担当が説明いたします。</p>
事務局員	<p>15 ページをお開きください。受付番号は 97 番になります。申請人が、日向市大王町の 50 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字嶮出、田 4 筆、2,763 m²になります。申請理由は、申請地は、周囲を山林に囲まれ耕作条件が悪いため、平成 18 年と 26 年に一部植林した農地及び隣接する農地に、植林するためとなっております。転用後の用途は、山林。転用の時期は、平成 31 年 3 月から平成 31 年 4 月までを予定しております。16 ページが地籍集成図、17 ページが始末書、18・19 ページが現況写真となっております。以上です。</p>
議長	<p>地区担当委員の説明をお願いします。</p>
藤本委員	<p>10 番、藤本です。申請人は勤め人で親が農地を管理しています。この地区の農地は傾斜があり、トラクターで走るのも怖い思いをします。耕作条件が悪いため一部杉苗を植えているところもあり、農地法を知らない父親が勝手に杉を植えていたため、今回の追認申請となりました。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので質疑に入ります。受付番号 97 番に質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
山口委員	<p>周辺の地目と現状を教えてください。</p>
事務局員	<p>隣接地の地目は山林になります。</p>
藤本委員	<p>主に杉が植林されておりますが、間に栗が植わっているところもあります。</p>
山口委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
	<p><なし></p>
	<p>無いようですので採決に移ります。受付番号 97 番に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p><全員、挙手></p>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号 98 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 98 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 65 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字嶮出、田 3 筆、3,142 m²になります。申請の理由は先程と同様で、平成 24 年に一部植林した農地が含まれますので、追認となります。転用後の用途は山林。転用の時期が、平成 31 年 3 月から 4 月の予定であります。21 ページが地籍集成図で、先程の申請地のすぐ横になります。22 ページが始末書ですが、植林した時期が平成 25 年だったということで確認が取れましたので、差し替えをお願いします。23 ページが現況写真になります。以上です。

議長

地区担当委員の説明の前に、申請書の申請の理由の平成 24 年を平成 25 年に訂正ですね。

事務局員

失礼しました。平成 25 年に訂正をお願いします。

議長

では、地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

10 番、藤本です。ただ今の事務局の説明のとおりです。申請地は道を挟んで隣になります。申請地は以前は田だったのですが、一部を工事に出た土で埋めてしまっていて傾斜が出来てしまいました。そこに植林をしてしまったようです。今回山林に転用すると本人からの要望ですので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 98 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 98 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

24 ページをお開きください。議案第 28 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の提出があったので、承認を求める。平成 30 年 9

月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。25 ページが対象農用地の位置図であります。受付番号 99 番から 102 番までの 4 件になります。詳細は担当が説明いたします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号 99 番と 100 番ですが、利用権の設定を受ける者が同一ですのであわせて説明いたします。

利用権の設定を受ける者が、美郷町西郷田代の 68 歳の方です。

受付番号 99 番。利用権を設定する者が、日向市の 60 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字和田、田 3 筆、2,911 m²になります。

受付番号 100 番。利用権を設定する者が、美郷町西郷田代の 76 歳の方です。利用権を設定する土地が、西郷田代字沖ノソネの田 1 筆と、字和田東の田 1 筆、4,339 m²になります。

利用権の種類は賃借権。利用計画は水稻となっております。設定する利用権は、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営ですが、自作地のみ 11,078 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定の区分は新規となります。27 ページが地籍集成図になります。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中野委員

2 番、中野です。利用権の設定を受ける者は、金柑・水稻・椎茸でがんばっております。指導者でもあります。利用権設定区分は新規となっておりますが、一旦契約が切れたものの継続であります。今までも問題はありませんでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 99 番と 100 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 99 番と 100 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、受付番号 101 番の説明をお願いします。

事務局員

28 ページをお開きください。受付番号は 101 番です。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 39 歳の方。利用権を設定する者が、美郷町北郷宇納間の 73

歳の方です。利用権を設定する土地は、北郷宇納間字下角、田 1 筆、2,042 m²になります。利用権の種類は、賃貸借。利用計画は水稲となっています。設定する利用権ですが、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営ですが、自作地・小作地あわせて 58,203 m²。家族総数 3 名の労力 3 名。利用権設定の区分は継続となります。29 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

1 番、菊池です。利用権の設定を受ける者は、この地域で一番若い担い手であり、申請地の周辺はほとんど管理をしています。米専業農家ではありますが、一部ハウス等もやっており、地域に貢献しております。継続であります。よろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 101 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 101 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 102 番の説明をお願いします。

事務局員

30 ページをお開きください。受付番号は 102 番になります。利用権の設定を受ける者が、美郷町北郷宇納間の 43 歳の方。利用権を設定する者が、日向市の 62 歳の方です。利用権を設定する土地が、北郷入下字落水、田 4 筆、3,615 m²になります。利用権の種類は、賃借権。利用計画は飼料作物です。設定する利用権ですが、申請書明細のとおりであります。設定を受ける者の経営ですが、自作地・小作地あわせて 39,758 m²。家族総数 4 名の労力 4 名。利用権設定の区分は新規となります。31 ページが地籍集成図です。本案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていることから、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。利用権の設定を受ける者は、畜産を大規模に行っているもの

であります。利用権を設定する者は現在日向市在住です。父親が亡くなって、農地として管理することが出来ないということで預かってもらうことになりました。よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 102 番に質疑のある方は挙手をお願いします。

<なし>

無いようですので採決に移ります。受付番号 102 番に賛成の方の挙手を求めます。

<全員、挙手>

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、報告第 8 号、農地用途変更届についてを上程いたします。事務局の説明を求めます。

局長

32 ページをお開きください。報告第 8 号、農地用途変更届について。農地の用途変更届の提出があったので報告する。平成 30 年 9 月 28 日提出、美郷町農業委員会会長 菊田正光。詳細は担当が説明いたします。

事務局員

資料は 33 ページからになります。農地用途変更届について説明いたします。届出人は、宮崎市の方になります。土地の表示は、北郷宇納間字下角、田、3.61 m² になります。変更後の用途は用悪水路であり、着工は昭和 48 年となっております。34 ページが地籍集成図、35 ページが現況写真になります。7 月の総会で隣接地の転用を承認していただきましたが、昭和 48 年に設置した用悪水路についての用途変更届になりますので報告いたします。

議長

今回は無断転用の件数が多かったのですが、農業者の皆さん、農地を所有している皆さんに再度周知していただくということで、事務局のほうで無断転用の防止のチラシ等を作っていただいで配布していきたいと思っています。

事務局へのお願いになりますが、転用申請の図面には申請地周囲の地目等が確認できるようにしていただけるとありがたいと思います。ご協議よろしくをお願いします。

それではこれで、本日の議案の審議をすべて終了いたします。

局長

ご起立をお願いいたします。

以上を持ちまして、平成 30 年第 9 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

お疲れ様でした。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 菊田 正光

美郷町農業委員会 委員 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 柳田 隆喜